

知財法務の勘所Q & A（第91回）

日本と米国における特許表示について

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
弁護士 山内 真之

Q1 日本における、特許表示に関する制度について、教えてください。特許表示を行うことは義務でしょうか？義務でない場合、特許表示を行うことのメリットと注意点についても教えてください。

A1 日本の特許法では187条が、特許表示について「附するように努めなければならない」と努力義務として規定するにとどまります。したがって、特許権を取得した上で、当該特許にかかる発明を実施する製品に対して特許表示を行うこと、すなわち、特許権を取得済みとして特許番号を表示することは、罰則や強制力を伴う義務ではありません。また、特許表示を行うことが、特許侵害行為に対する損害賠償請求の要件とされているものでもありません。この点は後述する米国における制度との大きな違いです。

このように、日本において特許表示を行うか否かは任意であるといえます。しかし、特許表示を行うことには一定のメリットがあり、特許権者が自身の権利を活用する際の手段の一つとして位置付けることはできます。以下、補足して説明します。

1. 特許表示のメリット

特許表示を行う理由として、以下の3点を挙げることができます。なお、冒頭に述べたとおり、これらは法律上の要請や特許法の規定に基づくものではなく、事実上期待される効果です。

(1) 侵害抑止効果

製品やその包装、取扱説明書、広告などに特許表示を行うことで、第三者に対して特許権の存在を知らせることができます。これにより、第三者が意図的又は偶然に特許権を侵害する行為を防ぐ効果を一定程度、期待することができます。特許表示があることで、製品が保護されていることを示すメッセージを送ることができ、潜在的な侵害者に警告を与える役割を果たすこととなります。

(2) 将来の特許侵害訴訟における証拠としての活用

特許表示を行っていたことについて、将来、特許権を行使する際の侵害訴訟において証拠として提出することも考えられます。特許表示が製品上に付されている場合に、その事実を指摘し、